産学連携・知的財産本部から

|大学のブランド戦略としての商標等

近年多くの企業が、顧客イメージや国際化を睨 んだブランド戦略の一環として、法人名、法人名 英文表記、商標、社章、ロゴ等を変更、新規作成 しています。大学では企業ほどの動きはありませ んが、話題になっている事例がありますので紹介 します。

京都造形芸術大学は、将来構想(グランドデザ イン2030)を作成し、文部科学省に校名変更の 届けを行い、本年4月をもって校名を「京都芸術 大学」に変更することを昨年8月に発表しまし た。これを知った京都市立芸術大学は、大学名が 酷似しており混乱を招くと反発し、不正競争防止 法に違反するとして、新名称の使用差し止め請求 を行いました。しかし、大阪地裁は本年8月に 「市立」という言葉の有無で両大学を区別でき、 類似しているとは言えないと、この請求を棄却し ました。京都市立芸術大学は直ちに控訴していま す。また、京都市立芸術大学は、対抗手段として 昨年7月18日付けで「京都芸術大学」を商標登録 出願(商願2019-104711) しましたが、京都造 形芸術大学も一日早い17日付けで「京都芸術大 学」の出願(商願2019-097747)を済ませてお り、現在両方とも審査中です。

大阪府立大学と大阪市立大学が統合して、 2022年4月に「大阪公立大学」が開学する予定 ですが、その英語名称「University of Osaka」が 大阪大学の英語名称「Osaka University」と混同 されるとして、大阪大学は本年8月、商標登録を 認めないよう求めて特許庁に資料を提出している そうです。今後の成り行きが注目されます。

大学の英語名称の略称になるともっと複雑です。 米国のマサチューセッツ工科大学(Massachusetts Institute of Technology) は、略称MITで有名です が、国内の工業大学もこれに倣い、〇ITとする例

邦彦 知的財産アドバイザー 中村

が多く、頭文字がKの北見工業大学、金沢工業大 学、京都工芸繊維大学、九州工業大学がKITを使 用しています。そして金沢工業大学が商標登録区 分41類1)、42類2)で、九州工業大学が16類3)で商 標登録しています。差し止め請求等の係争には 至っていませんが、商標が目的とする出所識別機 能に問題がある場合、特に留学生や外国の機関で は混乱する可能性があると思われます。

また、ドメインネームでは、京都工芸繊維大 学がkit.ac.jpを先に取得し、九州工業大学は、カ リフォルニア工科大学 (California Institute of Technology) の略称Caltechに倣ったkyutech.ac.jp を取得しています。

大学名は所在する都市名を冠することが普通 で、東京には東京を冠する大学が多くありますの で、東京大学は「東大」の商標を多くの登録区分 で取得しています。また、都市名の頭文字が同じ 都市は結構ありますので、山口大学が「山大」の 商標を取得しています。山形大学がこれを問題視 したそうですが、山口大学は山形大学に対して権 利行使する意図は全くない旨説明したそうです。 ちなみに、山梨大学はヤマダイではなく、ナシダ イと呼ばれているから問題視しなかったそうで す。

大学などの教育機関から出願される商標は、 5、6年ほど前から増えてきており、現在では年 間200~400件出されています。様々な大学で商 標を活用したブランド力強化に取り組んでおり、 大学の知名度向上に繋げているようです。

1) 41類: 大学における教授

2) 42類:種々の分野における試験又は研究

3) 16類:印刷物